



平成29年 5月22日

各位

会社名 株式会社 秋田銀行
代表者名 取締役頭取 湊屋 隆夫
(コード番号 8343 東証第一部)
問合せ先 取締役執行役員経営企画部長兼広報CSR室長
半田 直樹
(TEL. 018-863-1212)

株式併合、単元株式数の変更、定款一部変更および配当予想の修正に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、平成29年6月28日開催予定の第114期定時株主総会に、株式併合、単元株式数の変更および定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式併合

(1) 株式併合の目的

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。

当行は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当行株式の売買単位である単元株式数を1,000株から100株に変更することとし、併せて、当行株式の投資単位を全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的として、株式併合（10株を1株に併合）を実施するものであります。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・比率

平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日（実質上9月29日）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、10株につき1株の割合で併合いたします。

③ 株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	180,936,439株
株式併合により減少する株式数	162,842,796株
株式併合後の発行済株式総数	18,093,643株

(注)「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

④ 株式併合による影響

株式併合により、普通株式に係る発行済株式総数は10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、普通株式1株当たりの純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当行株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の当行株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	9,842名 (100.0%)	180,936,439株 (100.0%)
10株未満所有株主	235名 (2.4%)	336株 (0.0%)
10株以上所有株主	9,607名 (97.6%)	180,936,103株 (100.0%)

(注) 上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、10株未満の株式のみご所有の株主様235名(所有株式数の合計336株)は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または後記の当行の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少にともない、発行可能株式総数の適正化を図るため、平成29年10月1日をもって、株式併合の割合(10分の1)に応じて発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	6億8,745万5千株
変更後の発行可能株式総数(平成29年10月1日付)	6,874万5千5百株

(6) 株式併合の条件

平成29年6月28日開催予定の第114期定時株主総会において、本株式併合に関する議案および後記「3. 定款一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の理由

上記「1. 株式併合(1)株式併合の目的」に記載のとおり、全国証券取引所が公表した「売買単価の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。

(2) 単元株式数の変更の内容

普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更日

平成29年10月1日

(4) 単元株式数の変更の条件

平成29年6月28日開催予定の第114期定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案および後記「3. 定款一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

(ご参考)

株式併合および単元株式数の変更にかかる効力発生日は、平成29年10月1日ですが、株式売買後の振替手続の関係で、平成29年9月27日をもって、東京証券取引所における当行株式の売買単位が1,000株から100株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

3. 定款一部変更

(1) 定款変更の目的

前記「1. 株式併合(1)株式併合の目的」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため現行定款第8条（単元株式数）を変更するものであります。

なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって効力を生じる旨の附則第1条を設け、効力発生日をもって本附則を削除するものといたします。

また、平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、補欠監査役の選任決議に関する規定である現行定款第32条第1項の根拠条文の項数が増えとなりましたので、所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
（発行可能株式総数） 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>6億8,745万5千株</u> とする。	（発行可能株式総数） 第6条 当銀行の発行可能株式総数は <u>6,874万5千5百株</u> とする。
（単元株式数） 第8条 当銀行の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	（単元株式数） 第8条 当銀行の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
（補欠の監査役） 第32条 会社法第329条第 <u>2</u> 項に基づく補欠の監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	（補欠の監査役） 第32条 会社法第329条第 <u>3</u> 項に基づく補欠の監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
（新 設）	<u>附 則</u> <u>第1条 第6条（発行可能株式総数）および第8条（単元株式数）の変更は、平成29年10月1日をもって効力を生じるものとし、効力発生日をもって本附則を削除する。</u>

(3) 定款一部変更の条件

平成29年6月28日開催予定の第114期定時株主総会において、前記「1. 株式併合」に関する議案および本定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 株式併合、単元株式数の変更および定款一部変更の日程

取締役会決議日	平成29年	5月22日
定時株主総会決議日	平成29年	6月28日(予定)
定款の一部変更の効力発生日 (第32条 補欠の監査役)	平成29年	6月28日(予定)
株式併合の効力発生日	平成29年10月	1日(予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成29年10月	1日(予定)
定款の一部変更の効力発生日 (第6条 発行可能株式総数および第8条 単元株式数)	平成29年10月	1日(予定)

5. 平成30年3月期配当予想の修正

(1) 配当予想の修正の理由

本株式併合の効力が発生することを条件に、平成29年5月11日付で発表しました「平成29年3月期決算短信」記載の平成30年3月期の普通株式の1株当たりの配当金の予想を以下のとおり修正いたします。

なお、今回の配当予想の修正は、株式併合にともない1株当たりの配当金の予想を修正するものであり、配当金総額の予想を見直すものではありません。

(2) 修正の内容

	1株当たりの配当金		
	第2四半期末	期 末	年 間
前 回 予 想 (平成29年5月11日発表)	3円50銭	3円50銭	7円00銭
今回修正予想	3円50銭	35円00銭	—
(ご 参 考) 平成29年3月期	3円50銭	3円50銭	7円00銭

(注) 1 平成30年3月期第2四半期末(9月30日基準)の中間配当は併合前の株式を対象としております。

2 平成30年3月期期末配当は株式併合後(10株を1株に併合)の株式を対象としております。

3 平成30年3月期配当金合計額は単純合算できませんので「—」と表示しております。

(以 上)

添付書類：(ご参考) 株式併合および単元株式数の変更に関するQ&A

(ご参考)

株式併合および単元株式数の変更に関するQ&A

Q 1 株式併合とはどのような意味ですか。

A. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式とするものです。当行においては、10株を1株に株式併合を行うことを予定しております。

Q 2 単元株式数の変更とはどのような意味ですか。

A. 単元株式数とは、会社法によって定められ、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となっている株式数です。

現在の当行の単元株式数は1,000株ですが、今般、単元株式数を1,000株から100株とすることを予定しております。

Q 3 単元株式数の変更と株式併合を実施する理由を教えてください。

A. 全国の証券取引所では、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目的に、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しています。このため、当行は東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、対応することとしたものです。

一方で、全国の証券取引所では望ましいとする投資単位を5万円以上50万円未満と定められています。当行が単元株式数の変更のみを実施した場合、現状の株価水準においては当該水準から外れる可能性が高いことから、同時に株式併合（10株を1株に併合）を実施し、当行株式の投資単位を適切な水準に調整しようとするものです。

Q 4 投資単位はどうなるのですか。

A. 単元株式数の変更と株式併合を同時に行いますので、10株を1株に併合したうえで、単元株式数を1,000株から100株に変更します。したがって、併合後の100株は併合前の1,000株に相当することから、併合後の理論上の株価は併合前の10倍となりますので、実質的には現在の投資単位に変動が生じないこととなります。

Q 5 株主の所有株式や議決権はどうなるのですか。

A. 株主様のご所有株式数は、平成29年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

当行では単元株式数の変更に合わせて株式併合を実施するため、ご所有株式数は減少しますが議決権数については変動いたしません。具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生の前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例 1	6,000 株	6 個	600 株	6 個	なし
例 2	3,500 株	3 個	350 株	3 個	なし
例 3	1,505 株	1 個	150 株	1 個	0.5 株
例 4	304 株	なし	30 株	なし	0.4 株
例 5	1 株	なし	なし	なし	0.1 株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例3、例4、例5）、すべての端数株式を当行が一括して処分し、端数が生じた株主様に対し、その代金を端数の割合に応じてお支払させていただきます。

また、効力発生前のご所有株式数が10株未満の株主様（上記、例5）は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となります。株主様の保有機会を失わせてしまうことを深くお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解を賜りたいと存じます。

なお、例3、例4、例5の株主様は、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的な手続きについては、お取引の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 6 所有株式数が減少すると、その資産価値に影響は与えないのですか。

A. 株式併合の前後で、会社の資産や資本の状況は変わりませんので、今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、普通株式1株当たりの資産価値は10倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を別とすれば、株主様が所有する当行株式の資産価値に影響を与えることはありません。

なお、端数が生じる場合の処理については上記Q5をご参照ください。

Q 7 所有株式数が減少すると、受け取る配当金は減りませんか。

A. ご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、株式併合の割合（10株を1株に併合）を勘案して、1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになれる配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

なお、端数株式につきましては、Q5に記載のとおり、端数株式処分代金をお支払いさせていただきます。

Q 8 具体的なスケジュールを教えてください。

A. 次のとおり予定しております。

平成29年 6月28日 定時株主総会

平成29年 9月26日 現在の単元株式数1,000株単位での売買最終日

平成29年 9月27日 売買単位が1,000株から100株に変更されます。
株価に株式併合の効果が反映されます。

平成29年10月 1日 株式併合と単元株式数変更の効力が発生します。

Q 9 株主自身で、何か必要な手続きはありませんか。

A. 特に必要な手続きはございません。

なお、上記Q 5に記載のとおり、10株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当行が一括して処分し、端数が生じた株主様に対し、その代金を端数の割合に応じてお支払させていただきます。

なお、株式併合前のご所有株式数が10株未満の株主様は、株主としての地位を失うこととなりますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

- ※ 株主名簿管理人（お問い合わせ先）
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
〒137-8081
東京都江東区東砂七丁目10番11号
電話番号：0120-232-711
受付時間：平日9：00～17：00

(以 上)